

## 第2回 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会 議事要旨

日時：令和2年3月24日

場所：福岡市役所9階 特別会議室2

### 事務局説明等

- ・本日は傍聴者がいないことをお知らせ。

### 事務局より資料について説明

- 原則論は、使う人と使わない人の公平性を確保して、使う人はそれだけ受益があるので、その分の一部コストを払ってください、という「受益者負担」と理解している。そのうえで、例えば、なぜ70歳以上の高齢者の方は100%減免になるのか。現役世代よりも負担ができない、というような趣旨なのかどうかの説明が必要。
- 子どもの貧困の問題という観点は、追加で必要と思う。例えば半額の負担であっても、利用しづらい環境に置かれる子どもも出るかもしれない。
- 70歳以上の人口を見ると、今後、相当、市の財政負担が増えていくことが危惧される。
- 固定資産税などの税金も含めたフルコストで算定される民間サービスの料金より、公共施設の方が料金が安くなる。特に、市場性が高くて、公共性が低い施設が民業と競合する場合、民業圧迫や民業競業というのが論点になる。
- 負担と利用は反比例すると思うが、利用度をどう上げていくのかも大切。
- 高齢者については、全額減免ということが独り歩きしている感じがするが、65～69歳の減免がなくなるという部分もある。また、子どもは50%ということだが、今までも50%のところが多いので、これは現状通りということで、改めて負担しなさいということではない。
- 高齢者の減免は、健康寿命の延伸という趣旨なのは理解できるが、子ども個人は所得が無い中で、子どもよりも高齢者が優先だという風に見える。
- 政策的な措置を講じる場合に、なぜそうなのかというところについての説得力がないと、間違っただけの受けとめ方をされて、それが根幹を揺るがすようなことになりかねない。

- 激変緩和は現場の方に任せるといふより、一つの指針をお示ししておいた方がいい。
- 効果を評価するためにも、今後、どういふ利用者が施設を利用しているのか等の、実態のベースライン調査が必要。

次回の日程等について案内

終了